

令和5年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和5年9月1日

番 号	請 願 第 2 号	受理年月日	令和5年8月21日
件 名	「紙の健康保険証の継続を求める意見書提出」に関する請願		
提 出 者			
紹 介 議 員	森 下 祥 子 石 川 翼		
付 託 委 員 会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>政府は来年2024年10月より従来からの紙の健康保険証を廃止し、マイナンバーカード保険証（以後はマイナ保険証と略称します。）のみとする方針を定めています。</p> <p>マイナ保険証に関する記事を見ますと、医療現場ではカード読み取りの不具合があつて、患者との間にトラブルが生じるなど、いくつかの問題があるようです。</p> <p>かつてマイナンバーカードは券面を他人に見られないよう注意が必要といわれていました。現在はそのような呼びかけはなくなりましたが、マイナ保険証となれば、内蔵される情報も秘匿されるべき内容も多くなります。いっぽう、高齢者の中には、日常的に複数の医療機関で診療を受けている人は珍しくなく、常に持ち歩く必要性は高まります。そうして券面をのぞき見される危険性が高くなります。思いもかけぬところでの置き忘れや紛失の不安も大きくなります。特殊詐欺等の横行がおさまらない現状では、その場合どんな結果に結びつくのか想像もつきません。</p> <p>来年10月の本格実施に向けて、マイナ保険証のトラブル絶滅のため政府は努力を重ねています。しかし、不具合の原因がどこにあり、どの点をどのように修正できれば安心なのか、私たちには伝わってきません。こうした状況では多くの国民がマイナ保険証の本格的実施を喜ぶことはできず、政府の方針に戸惑いを感じています。</p> <p>岸田首相は現行の紙の健康保険証と同等の受診を保障する資格確認書を、マイナ保険証を持たない人に無条件に発行すると方針転換を図っているようですが、資格確認書は正規の保険証ではなく、補完的な書類に過ぎません。保険料を正しく納めているにもかかわらず保険証を交付しないことは平等権を保障して日本国憲法にも違反するおそれがあります。</p> <p>ついては安城市が国に対して意見書を提出することを要望します。</p> <p>請願事項</p> <p>安城市は政府に対して、2024年10月以降も紙の健康保険証を有効とするよう、地方自治法第99条に基づく意見書を提出してください。</p>		